

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月7日
【四半期会計期間】	第103期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	東京特殊電線株式会社
【英訳名】	TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川口 寛
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目8番3号
【電話番号】	03（5860）2121
【事務連絡者氏名】	経理部長 松島 英寿
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目8番3号
【電話番号】	0268（34）5211
【事務連絡者氏名】	経理部長 松島 英寿
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第102期 第1四半期 連結累計期間	第103期 第1四半期 連結累計期間	第102期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (百万円)	4,127	3,835	17,755
経常利益 (百万円)	354	501	2,322
親会社株主に帰属する四半期（当期） 純利益 (百万円)	324	404	1,187
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	416	394	1,558
純資産額 (百万円)	13,492	14,495	14,295
総資産額 (百万円)	21,895	22,675	22,753
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	47.71	60.03	175.09
潜在株式調整後1株当たり四半期（当 期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.7	62.4	59.4

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により、海外子会社ではロックダウン（都市封鎖）等による生産活動の休止を余儀なくされ、また、特に自動車メーカーの操業停止等の影響を受け、当社の車載関連向け製品の受注が大幅に減少する等、厳しい状況のうちに推移しました。

売上高は、スマートフォン等の基板導通検査治具に使用されるコンタクトプローブ、パソコンの電源トランスに使用される三層絶縁電線は増加し、スマートフォンのカメラモジュールの手振れ補正用のサスペンションワイヤは堅調に推移しましたが、自動車向けシート用ヒータ線は大幅に減少し、また、プリンター等に使用されるフレキシブルフラットケーブルの減少、米中貿易摩擦による影響を受けて中国子会社の焼付線の受注減少が続いていることにより、前年同期比292百万円減少し3,835百万円となりました。

営業利益は、前年同期において落ち込んだ高付加価値製品の受注が、当期においては回復基調となり、売上高が増加したことから、前年同期比106百万円増加し464百万円となりました。

経常利益は、営業利益の増加を受けて前年同期比147百万円増加し501百万円となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益は、法人税等の増加がありましたが、前年同期比80百万円増加し404百万円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比で78百万円減少し22,675百万円となりました。主な要因は、現金及び預金123百万円の増加がありましたが、受取手形及び売掛金373百万円の減少によるものであり、前連結会計年度末比0.3%の減少となりました。

負債は、前連結会計年度末比で278百万円減少し8,179百万円となりました。主な要因は、未払費用283百万円、未払法人税等139百万円の減少によるものであり、前連結会計年度末比3.3%の減少となりました。

純資産は、前連結会計年度末比で200百万円増加し14,495百万円となりました。主な要因は、連結子会社において自社株式の取得による資本剰余金443百万円の増加および非支配株主持分419百万円の減少、利益剰余金202百万円の増加によるものであり、前連結会計年度末比1.4%の増加となりました。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度末比3.0ポイント増の62.4%となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、60百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	27,200,000
計	27,200,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （2020年6月30日）	提出日現在発行数（株） （2020年8月7日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,808,788	6,808,788	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	6,808,788	6,808,788	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	6,808,788	—	1,925	—	—

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 72,500	—	—
	（相互保有株式） 普通株式 4,500	—	
完全議決権株式（その他）（注）1	普通株式 6,715,400	67,154	—
単元未満株式（注）2	普通株式 16,388	—	—
発行済株式総数	6,808,788	—	—
総株主の議決権	—	67,154	—

（注）1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株（議決権1個）が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式36株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式 数の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合（％）
（自己保有株式） 東京特殊電線株式会社	東京都港区西新橋 三丁目8番3号	72,500	—	72,500	1.06
（相互保有株式） 東特巻線株式会社	長野県上田市長瀬3381	4,500	—	4,500	0.07
計	—	77,000	—	77,000	1.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第102期連結会計年度

EY新日本有限責任監査法人

第103期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間

有限責任監査法人トーマツ

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,438	8,561
受取手形及び売掛金	4,116	3,743
商品及び製品	592	689
仕掛品	407	409
原材料及び貯蔵品	452	495
未収入金	64	58
その他	154	151
貸倒引当金	△8	△7
流動資産合計	14,218	14,101
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,946	6,925
機械装置及び運搬具	10,753	10,799
工具、器具及び備品	2,127	2,127
土地	1,141	1,140
リース資産	86	90
その他	130	264
減価償却累計額	△15,162	△15,302
有形固定資産合計	6,022	6,045
無形固定資産	51	52
投資その他の資産		
投資有価証券	1,219	1,266
繰延税金資産	1,024	998
退職給付に係る資産	13	18
その他	236	224
貸倒引当金	△33	△33
投資その他の資産合計	2,461	2,475
固定資産合計	8,535	8,573
資産合計	22,753	22,675

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,130	2,148
短期借入金	1,142	1,123
1年内返済予定の長期借入金	1,055	1,054
未払金	283	193
未払法人税等	192	53
未払費用	747	464
その他	88	357
流動負債合計	5,640	5,394
固定負債		
長期借入金	138	130
繰延税金負債	57	95
退職給付に係る負債	2,529	2,472
その他	91	86
固定負債合計	2,816	2,785
負債合計	8,457	8,179
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,925	1,925
資本剰余金	358	801
利益剰余金	11,274	11,476
自己株式	△172	△172
株主資本合計	13,385	14,030
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	405	422
為替換算調整勘定	103	33
退職給付に係る調整累計額	△372	△346
その他の包括利益累計額合計	136	108
非支配株主持分	774	355
純資産合計	14,295	14,495
負債純資産合計	22,753	22,675

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	4,127	3,835
売上原価	3,198	2,809
売上総利益	928	1,026
販売費及び一般管理費	569	561
営業利益	358	464
営業外収益		
受取利息	3	2
受取配当金	6	6
持分法による投資利益	3	1
為替差益	—	0
受取保険金	—	14
保険戻戻金	0	23
有価物売却益	6	1
その他	3	1
営業外収益合計	23	52
営業外費用		
支払利息	15	11
為替差損	12	—
転籍特別調整金	—	3
その他	0	0
営業外費用合計	27	15
経常利益	354	501
特別利益		
投資有価証券売却益	—	4
特別利益合計	—	4
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
投資有価証券評価損	24	—
特別損失合計	25	0
税金等調整前四半期純利益	328	506
法人税、住民税及び事業税	△8	48
法人税等調整額	6	36
法人税等合計	△1	84
四半期純利益	330	421
非支配株主に帰属する四半期純利益	6	17
親会社株主に帰属する四半期純利益	324	404

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益	330	421
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4	15
為替換算調整勘定	58	△70
退職給付に係る調整額	32	25
持分法適用会社に対する持分相当額	—	1
その他の包括利益合計	86	△27
四半期包括利益	416	394
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	408	372
非支配株主に係る四半期包括利益	8	21

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、国内外における新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響について、当連結会計年度の上半期にわたって影響が続くものとし、足元の実績をもとに当初の事業計画値に反映し会計上の見積りとしております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
受取手形割引高	24百万円	14百万円
受取手形裏書譲渡高	16	22

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	176百万円	198百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	203	30	2019年 3月31日	2019年 6月28日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	202	30	2020年 3月31日	2020年 6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは「電線・デバイス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	47円71銭	60円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	324	404
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	324	404
普通株式の期中平均株式数(株)	6,791,025	6,731,653

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

東京特殊電線株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 元 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京特殊電線株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2019年8月9日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2020年6月25日付で無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。